


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆リーフレット（感染症対策に取り組む市内店舗等を支援します!）

●本部等の行事

| 月 | 日 | 曜 | 内容 | |
|---|----|---|-------------------------|----------------------------|
| 6 | 8 | 火 | 第10回通常総会 | 15:00 ~ 16:50 於: ソラリア西鉄ホテル |
| 6 | 8 | 火 | 講演会—— 延期となりました —— | 17:00 ~ 18:30 於: // |
| 6 | 16 | 水 | 簡保同好会総会 | 11:00 ~ 12:00 於: 事務局会議室 |
| 6 | 22 | 火 | 支部長等会議 | 12:30 ~ 14:00 於: 福岡ガーデンパレス |
| 6 | 23 | 水 | リスクマネジメントセミナー (Webセミナー) | 14:00 ~ 15:30 |

●支部の行事

特にありません

●青年部会の行事

| 月 | 日 | 曜 | 内容 | |
|---|---|---|----------|----------------------|
| 6 | 9 | 水 | 役員会 | 16:30 ~ 17:00 於: 福新楼 |
| 6 | 9 | 水 | 第10回定時総会 | 17:00 ~ 18:00 於: // |

●女性部会の行事

| 月 | 日 | 曜 | 内容 | |
|---|---|---|-----|------------|
| 7 | 2 | 金 | 役員会 | 未定 ~ 於: 未定 |

●春の叙勲受章おめでとうございます。●

瑞宝単光章 橋口工業株式会社 代表取締役 橋口 律雄 氏

(I) 税務カレンダー

- 6月10日 ●源泉所得税の納付
6月15日 ●所得税の予定納税額の通知
6月30日 ●4月決算法人の確定申告
●10月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないで損する税情報

「事業再構築補助金」

税 理 士 堤 一 博

「事業再構築補助金」は、令和2年度第3次補正予算に、経済産業省（中小企業庁）の「中小企業等事業再構築促進事業」として計上された総額1兆1,485億円の大規模な中小企業等への支援です。

この事業の目的は、「新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために、中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要」とし、「思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援」し、また、「事業再構築を通じて中小企業等が事業規模を拡大し中堅企業に成長することや、海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことが特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援」としています。

また、「中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって取り組む事業再構築を支援」し、その成長目標を「事業終了後3～5年で、付加価値額の年平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年平均3.0%（一部5.0%）以上の増加」に置いています。

現在、既に、一次公募は5月7日に締め切られています。一次公募後、二次公募を含め4回程度の公募の予定で、二次公募は5月10日開始、7月上旬まで受け付け（執筆時点での予定）とされています。

この制度概要は、経済産業省のリーフレットに準拠してまとめました。

A. 補助対象者等

- 申請前の直近6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上の増加の達成

| 中小企業 | 通常枠 | 補助額 | 100万円～6,000万円 | 補助率 | 2 / 3 |
|------|---|-----|---------------|-----|---------------------------|
| | 卒業枠※1 | 補助額 | 6,000万円～1億円 | 補助率 | 2 / 3 |
| | ※1 卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。 | | | | |
| | (注) 中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。 | | | | |
| 中堅企業 | 通常枠 | 補助額 | 100万円～8,000万円 | 補助率 | 1 / 2 (4,000万円超は1 / 3) |
| | グローバルV字回復枠※2 | 補助額 | 8,000万円～1億円 | 補助率 | 1 / 2 |
| | ※2 グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。 | | | | |

緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

| | | | | | | |
|-----|------|-------|---------------|-----|------|-------|
| 補助額 | 従業員数 | 5人以下 | 100万円～500万円 | 補助率 | 中小企業 | 3 / 4 |
| | 従業員数 | 6～20人 | 100万円～1,000万円 | | 中堅企業 | 2 / 3 |
| | 従業員数 | 21人以上 | 100万円～1,500万円 | | | |

この制度では、「中小企業」の範囲は、上記のように、中小企業法と同様で、「中堅企業」は、資本金10億円未満の会社です。これをまとめると、以下のようになります。

中小企業の範囲

- 製造業その他：資本金3億円以下の会社 又は 従業員数300人以下会社及び個人
卸売業：資本金1億円以下の会社 又は 従業員数100人以下会社及び個人

小売業：資本金5千万円以下の会社 又は 従業員数50人以下会社及び個人
 サービス業：資本金5千万円以下の会社 又は 従業員数100人以下会社及び個人
 (注1) 大企業の子会社等「みなし大企業」は、この制度の対象外です。

(注2) 直近過去3年分の各事業年度の課税所得金額の年平均額が15億円を超える場合には、中堅企業となります。

中堅企業の範囲

以下の要件に該当する法人を指します。

- ・中小企業基本法に定める中小企業者に該当しないこと
 - ・資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人であること
 - ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数(常勤)が2,000人以下であること
- このうち、A.の1.の「売上減少要件」判定のイメージは、下表のようになります。

【売上減少要件】

申請前の直近6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等

| 前年 事業 収入 | 2019年 | | | | | 2020年 | | | | | | | 合計 115 |
|----------------|-------|----|-----|-----|-----|-------|----|----|----|----|----|-----|-----------|
| | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | |
| | 50 | 30 | 40 | 50 | 50 | 50 | 30 | 40 | 20 | 20 | 25 | 30 | |
| 当年 事業 収入 | 2020年 | | | | | 2021年 | | | | | | | 合計 60 |
| | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | |
| | 30 | 40 | 30 | 40 | 30 | 20 | 30 | 20 | 20 | 20 | 20 | 申請月 | |

2021年の1月、3月、6月の合計売上高60が、対応する前年の2020年の1月、3月、6月の合計売上高115と比較して、明らかに10%以上減少していることとなり、売上減少要件はクリアです。

次に、A.の2.の「事業再構築要件」と「認定支援機関要件」です。

まずは、「事業再構築要件」です。

「事業再構築指針(中小企業庁 制定：令和3年3月17日、改訂：令和3年3月29日)」によると、「事業再構築の定義」を、

中小企業等事業再構築事業において、事業再構築とは、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換又は事業再編のいずれかを行う計画に基づく中小企業等の事業活動をいう。
 としています。

| 事業再構築の種類の定義 | | |
|-------------|-------|---|
| ① | 新分野展開 | 「業種」、「事業」を変更することなく、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出すること。 |
| ② | 事業転換 | 新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することをいう。 |
| ③ | 業種転換 | 新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することをいう。 |
| ④ | 業態転換 | 製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更することをいう。 |
| ⑤ | 事業再編 | 会社法上の組織再編行為(合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡)等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことをいう。 |

ここでは、「業種」とは、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業をいい、「事業」とは同じく日本産業標準分類の中分類、小分類又は細分類の産業をいう、としています。

例えば、大分類「E製造業」、中分類「23非鉄金属製造業」を主たる業務とする法人の場合、②は大分類「E製造業」、中分類「24金属製品製造業」に変更すること、③は大分類「E製造業」を「I卸売業、小売業」に変更すること、そして④は大分類「E製造業」のままの場合となります。

また、「認定支援機関要件」では、事業再構築に係る事業計画は、認定経営革新等支援機関に共同して事業計画を策定することを求めています。この認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法に基づいて中小企業庁が認定する公的な支援機関のことで、中小企業等の経営課題を解決します。具体的には、税理士、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士等、税務・金融・企業財務の専門知識や経験を有する者またはその経営する法人です。また、補助金額が3,000万円を超える場合には、銀行・信金等の金融機関も事業計画の策定に参加することも条件となります。

B. 補助対象経費

補助対象となる経費は、専ら補助事業のための下記の経費で、その必要性と金額の妥当性を証拠書類によって明確に区分できる必要があります。

| | |
|---|--|
| 建物費 | ① 事務所、生産施設その他事業計画実施に不可欠な建物の建設・改修に要する経費 ② 建物の撤去に要する経費 ③ 賃貸物件等の原状回復に要する経費 |
| 機械装置・システム構築費 | ① 機械装置、工具・器具等の購入、製作、借用に要する経費 ② 専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築・借用に要する経費 ③ ①②と一体で行う、改良・修繕・据付又は運搬に要する経費 |
| 技術導入費 | 補助事業遂行に必要な知的財産権等の導入に要する経費 |
| 専門家経費 | 補助事業遂行に必要な専門家に支払われる経費 |
| その他、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連費、広告宣伝・販売促進費、研修費等 | |

C. その他

大急ぎで制度概要のごく一部を紹介しました。詳細は、経済産業省や中小企業庁等のHPを検索して少なくとも下記の資料を確認する必要があります。

1. 「事業再構築補助金のリーフレット」及び「事業再構築補助金の概要」
2. 「事業再構築指針」及び「事業再構築指針の手引き」
3. 「公募要領」

を参考としてください。

注意すべきポイントは、

1. 電子申請のみの受付で、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要であること
2. 中小企業庁創業・新事業促進課担当者談によると、「卒業枠」、「グローバルV字回復枠」では、正当な理由なく目標達成ができない場合には補助金の一部返還があり得るといわれていること
3. 事業計画を共同で策定する認定経営革新等支援機関の選定がキーとなること

(1) 申請の採択は事業計画に掛かっていること

(2) 認定経営革新等支援機関のコンサルティング報酬は補助対象外であること

入口議論としては、相当に精緻な事業計画が必要で、自社の事業の将来性の判断、保有する企業力の正確な測定、そして具体的な経営戦略の策定が必須です。企業がコロナ禍から立ち直る資金を政府が補助する制度ですが、その実は、中小企業等に「事業再構築」を通じて強い企業への再生（再構築）が真の目標です。安易に資金提供を受けるような姿勢は厳禁と言えます。この点を十分に理解して、認定経営革新等支援機関の扉を叩く必要があります。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

| 年 | 月 | 日(曜) | 時間 | 主催 | 行事 | 会場 |
|------|---|-------|-------------|----|----------------------|------------|
| 2021 | 6 | 8(火) | 15:00～16:50 | 本部 | 第10回通常総会 | ソラリア西鉄ホテル |
| | | | 17:00～18:30 | 本部 | 講演会(経営セミナー) 延期となりました | 〃 |
| | | 22(火) | 13:00～14:00 | 本部 | 支部長等会議 | 福岡ガーデンパレス |
| | | 23(水) | 14:00～15:30 | 本部 | リスクマネジメントセミナー | オンラインセミナー |
| | 7 | | | | | |
| | 8 | 24(火) | 11:30～12:10 | 本部 | 正副会長会 | 西鉄グランドホテル |
| | | | 13:00～14:00 | 本部 | 理事会 | 〃 |
| | | | | 本部 | パソコン講座(中級) | |
| | | | | 本部 | 改正税法説明会 | |
| | 9 | 10(金) | 9:00～16:00 | 本部 | 役員ゴルフ交流会 | 古賀カントリークラブ |

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。